

鳥取市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに改正する。

平成29年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第32号

鳥取市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

鳥取市特別用途地区建築条例（平成19年鳥取市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「若しくは観覧場」の次に「、ナイトクラブその他これに類する用途」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。